

議案第23号

佐倉市債権管理条例の制定について

佐倉市債権管理条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権の管理の適正化を図るための方針の策定、市の債権の管理に関する事務の処理手続の整備その他の必要な取組を推進するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。

(滞納処分、強制執行等)

第6条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより処理しなければならない。

2 市長等は、非強制徴収債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 市長等は、非強制徴収債権について、政令第171条の5から第171条の7までの規定その他の法令の規定により、その徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権（当該非強制徴収債権に係る損害賠償金等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を放棄することができる。ただし、放棄することができる非強制徴収債権は、同一の債務者に係る同一の名称のものであって、当該各号に該当する非強制徴収債権の額の合計が100万円以下のものに限る。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

- (2) 債務者である法人について破産法第216条又は第217条の規定により破産手続廃止の決定が確定したとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行及び相続財産管理人の選任に要する費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 政令第171条の2の規定による強制執行等又は政令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
- (6) 政令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間を経過した後においても、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

（議会への報告）

第8条 市長は、前条の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。